

序. 本書の構成と使い方

本書は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下、「建築物省エネ法」という。)に係る技術的審査等を行う審査機関を対象とし、平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 265 号で定める外皮基準(外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得率)、一次エネルギー消費量基準についての審査上のポイントを解説しています。

建築物省エネ法は住宅及び非住宅建築物のいずれも対象としていますが、本書は住宅に係る審査について登録住宅性能評価機関等の審査担当者が審査を行う際の解説書として利用することを目的に、以下の 7 つの章で構成しています。

1 章・2 章 では「建築物省エネ法」に関する概要の解説を行っています。認定までの手続きの流れや認定基準の枠組み、申請手続きに必要な図書をまとめています。

3 章 では住宅に係る基準の解説として、外皮平均熱貫流率、外皮平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量に係る基準の要点を整理しています。告示等については枠で囲みその下に解説を行っています。文章だけでは理解しづらい項目については極力図表を使用し、実務者の皆様が視覚的に理解しやすいよう工夫しています。

4 章 では住宅に係る一次エネルギー消費量基準の概要と解説を行っています。特に基準の解説では評価に必要な用語について整理し、設備機器ごとに行うべき性能の確認方法をまとめています。また、実際に国立研究開発法人建築研究所(以下「建研」という。)の「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」に入力することを前提とし、理解しづらい入力項目については具体的な計算例・判断例も掲載しています。

5 章 では共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出の考え方について解説しています。

6 章 では審査上の注意事項として、共同住宅における太陽光発電設備の審査時留意点について解説を行っています。

7 章 は資料編として、建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成 28 年国土交通省告示第 265 号)における別表第 3 から第 8 を掲載し、その他外皮計算に必要な「取得日射量補正係数を求めるための数表」、「年間日射地域区分および暖房期日射地域区分」を掲載しています。



第1章	建築物省エネ法の概要	P.1
第2章	建築物省エネ法における認定制度	P.5
第3章	住宅に係る外皮基準の解説	P.21
	3-1 外皮性能基準の解説	P.27
	3-2 外皮仕様基準の解説	P.35
	3-3 外皮平均熱貫流率 (U_A) および平均日射熱取得率 (η_A) の解説	P.47
第4章	住宅に係る一次エネルギー消費量基準の解説	P.113
	4-1 一次エネルギー消費量性能基準の解説	P.117
	4-2 一次エネルギー消費量仕様基準の解説	P.129
	4-3 一次エネルギー消費量基準の審査方法	P.145
第5章	共同住宅に係る審査について	P.235
	5-1 共同住宅における住棟認定の考え方について	P.239
	5-2 共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の 算出について	P.243
第6章	その他	P.249
	6-1 共同住宅における太陽光発電設備の審査について	P.251
第7章	資料等	P.257
	7-1 告示に定める部位別仕様表	P.259
	7-2 取得日射量補正係数 (f_1 及び f_2) を求めるための 数表	P.269
	7-3 市町村名別の地域の区分及び年間日射地域区分	P.325
	7-4 部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム及び 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト	P.403



1章

建築物省エネ法の概要

1章 建築物省エネ法の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため制定された法律となっている。

具体的には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「旧省エネ法」という。）で措置されていた300m²以上の建築物の新築等の「省エネ措置の届出」や、住宅事業建築主が新築する一戸建て住宅に対する「住宅トップランナー制度」等の措置を建築物省エネ法に移行した上で、新たに「大規模非住宅建築物の適合義務」、「特殊な構造・設備を用いた建築物の大臣認定制度」、「性能向上計画認定・容積率特例」や「基準適合認定・表示制度」等を措置したものである。

第1章

第2章

第3章

外皮平均熱貫流率
(U)の基準の解説外皮平均日射熱取得
率(H)の基準の解説

第4章

基本情報

外皮

暖房

冷房